第九条第四項柱書	様式第十	様式第三十八
第九条第四項第一号	様式第十一	様式第三十九
第九条第四項第二号	第九条第三項各号	第五十一条において準用する法第九条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第五項	様式第十二	様式第四十
第十条	様式第十三	様式第四十一
第十一条	様式第十四	様式第四十二
［略］		
［項を削る。］		
第二十三条第一項柱書	限る。	限る。第四十五条において同じ。
［項を削る。］		

第五章　医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

（医療情報の提供停止の求めの方法）

第四十七条　法第五十二条第一項の規定による提供の停止の求めは、医療情報取扱事業者に対し、書面又は口頭その他の方法で行うものとする。

（医療情報の提供に係る事前の通知等）

第四十八条　法第五十二条第一項又は第二項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　［略］

二　本人が法第五十二条第一項各号に掲げる事項を認識することができる適切かつ合理的な方法によること。

２　医療情報取扱事業者が、法第五十二条第一項又は第二項の規定による届出をする場合には、様式第四十三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

［号を削る。］

［号を削る。］

３　医療情報取扱事業者が、代理人によって前項の規定による届出をする場合には、同項の届出書に様式第四十四によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

４　法第五十二条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

第九条第四項柱書	様式第十	様式第二十四
第九条第四項第一号	様式第十一	様式第二十五
第九条第四項第二号	第八条第三項各号	第八条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第五項	様式第十二	様式第二十六
第十条	様式第十三	様式第二十七
第十一条	様式第十四	様式第二十八
［同上］		
第十四条	第八条第一項	第二十八条
［項を加える。］		
第二十二条の三第一項及び第三項	法第二十四条の二	法第二十九条の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二本文

［章名を付する。］

（医療情報の提供停止の求めの方法）

第二十七条　法第三十条第一項の規定による提供の停止の求めは、医療情報取扱事業者に対し、書面又は口頭その他の方法で行うものとする。

（医療情報の提供に係る事前の通知等）

第二十八条　法第三十条第一項又は第二項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　［同上］

二　本人が法第三十条第一項各号に掲げる事項を認識することができる適切かつ合理的な方法によること。

２　医療情報取扱事業者が、法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　主務大臣が定めるところにより、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二　様式第二十九による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を提出する方法

３　医療情報取扱事業者が、代理人によって法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をする場合には、様式第三十によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。

４　法第三十条第一項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］